

# 玉城町国民保護避難実施要領

平成23年 3月

玉 城 町



# 目 次

## 第 1 章 総 論

第 1 節 避難実施要領作成の目的	1
第 2 節 住民避難に関わる基本的な考え方	1
1 避難実施要領の主眼点	1
2 避難に係る集合場所・施設	2
3 住民避難の基本タイプ	2
4 基本タイプ別の避難方法	3
5 住民等への「避難の指示」までの流れ	5
6 「避難の指示」の連絡及び協議事項 一覧	6
第 3 節 町の特性からみた避難実施要領作成上の留意点	7
1 町の人口	7
2 集客施設及び観光客	7
3 災害時要援護者（自力避難困難者等）の把握	7
4 道路	8
5 交通手段	9

## 第 2 章 避難実施要領の策定

第 1 節 避難実施要領に定める事項等	11
第 2 節 避難実施要領作成の留意事項	12
第 3 節 輸送手段による避難のフロー	14
第 4 節 避難実施要領のパターン	16
1 町において想定される武力攻撃事態	16
2 町において想定される緊急処理事態	17
第 5 節 町における避難実施要領のパターン（モデル）	18
避難実施要領のパターン（モデル）	18

## 第 3 章 避難誘導における留意点

第 1 節 避難誘導における留意点	41
-------------------	----



# 第1章 総論

## 第1節 避難実施要領作成の目的

町は、武力攻撃事態等が発生し、県から避難の指示の通知を受けた場合、県警察、海上保安部、自衛隊などの関係機関の意見を聴き所要の調整を行いつつ、速やかに避難実施要領を定めなければならない。(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(以下「国民保護法」という。)第61条)

また、三重県国民保護計画では、町はあらかじめ避難実施要領のパターンを作成しておくよう努めることとされている。これは、避難実施要領の記載内容及び作成手順の一定のノウハウを培っておくことで、実際に事態が発生した際に当該要領の迅速な作成に資するためである。

町は、かかる責務を確実に果たすために、住民避難に関わる基本的な考え方、町の特性からみた避難実施要領作成上の留意点を考慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成したものである。

## 第2節 住民避難に関わる基本的な考え方

### 1 避難実施要領の主眼点

武力攻撃事態等が発生した際の緊急対処として、町に求められる主要な役割は、住民を安全な避難先に避難誘導することにあることは言うまでもない。そのために行うべき前段階や後段階における、町としての対処は多岐に及ぶため、本要領では、住民避難に関わる事項に絞るとともに、次の点に主眼をおいて内容をまとめた。

#### (1) 町内ないし県内の避難

県の「市町避難実施要領の手引き」では、避難先がどこになるかによって「屋内避難」、「町内の避難」、「県内の避難」、「県外の避難」の4パターンに分類するとともに、「県外への避難」については、他県との調整を待つ必要等から、本要領の対象から外している。したがって、本要領においても「県外への避難」は、対象としないこととした。

#### (2) 観光地を有する町の特性

町の地理的、社会的特徴として、田丸城、アスパア玉城、田宮寺十一面観音像、伊勢神宮撰社・末社などの集客施設や名所・旧跡等が町内にあり、年間を通じて県内外から観光客が訪れる。

住民避難を検討する際には、町の居住者人口だけでなく、観光滞在者も含めた総数を念頭におく。

#### (3) 災害時要援護者(自力避難困難者等)

町には、多数の自力避難困難者(重度の障がい者、介護認定の高齢者で重度の介護を要する者、日本語を解せない外国人、乳幼児等で自力避難が困難な人をいう。)、自力避難困難者以外の幼児(5歳未満)、65歳以上の高齢者、自宅療養の重篤な傷病人や妊婦等の災害時要

援護者に含まれる人が在住する。

また、県外からの観光客については、町の地理状況に不慣れであることから、避難の方法について特段の配慮をする必要がある。

## 2 避難に係る集合場所・施設

町は、「避難の指示」によって避難する住民を受け入れ、炊き出し等の救援を行う「施設」に無事に住民を誘導することが求められるが、これら避難にかかる場所・施設について本要領では次のとおり扱う。

名 称	内容説明	施設の具体例
避難施設 (集合場所)	住民を避難させ、また、避難住民の救援を行うため「国民保護法（第 148 条）」に基づいて、県があらかじめ指定した、次の用途に供される施設 (1) 避難住民を受け入れる施設 (2) 避難住民が避難生活を行う施設 (3) 避難・退避の指示により一時的に避難する施設やオープンスペース、あるいは一時的に避難生活する場所	公民館、コミュニティセンター、改善センター、公園、駐車場、中学校、小学校、保育所、体育館等

## 3 住民避難の基本タイプ

### (1) 基本タイプの分類

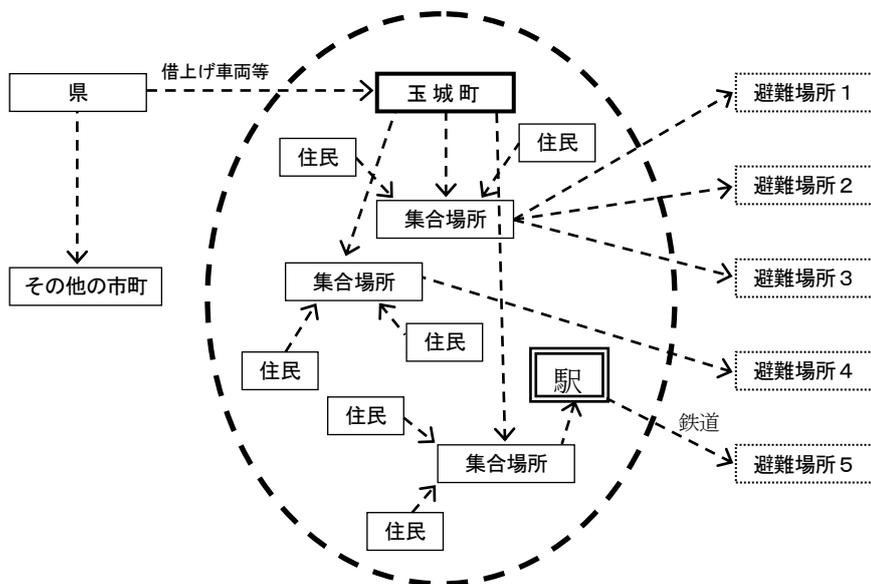
「国民保護法」に基づく町の避難は、避難先またはその特性から次の 5 タイプに分類できる。

- ① 屋内避難（退避を含む）
- ② 町内避難（退避を含む）
- ③ 県内避難（町から県内の他の市町への避難）
- ④ 離島避難（町には有人離島がないため、本要領の対象にしない）
- ⑤ 県外避難（本要領の対象にしない）

### (2) 住民避難誘導のイメージ

- ① 最寄りの避難施設（集合場所）までは、徒歩が原則となる。
- ② 避難施設（集合場所）から町の避難施設、県内あるいは県外の避難施設への移動は、バス等の借上げ車両（登録自家用車を含む。）、公用車及び県が手配した借上げ車両、（これらを以下「借上げ車両等」という。）が原則となる。
- ③ 徒歩による避難が困難である災害時要援護者（自力避難困難者等）の避難は、借上げ車両等を使用する。

なお、住民避難の基本的な考え方を以下の図に示す。

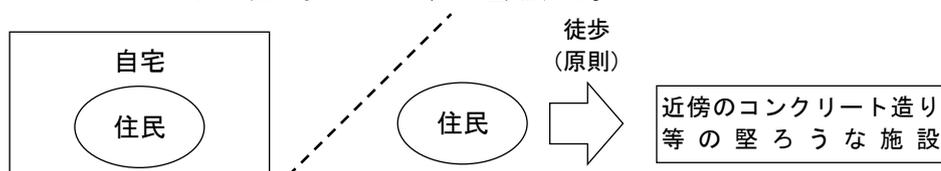


#### 4 基本タイプ別の避難方法

##### (1) 屋内避難

- ① 避難場所：自宅建物、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設
- ② 避難方法：原則として徒歩により速やかに屋内に避難する。

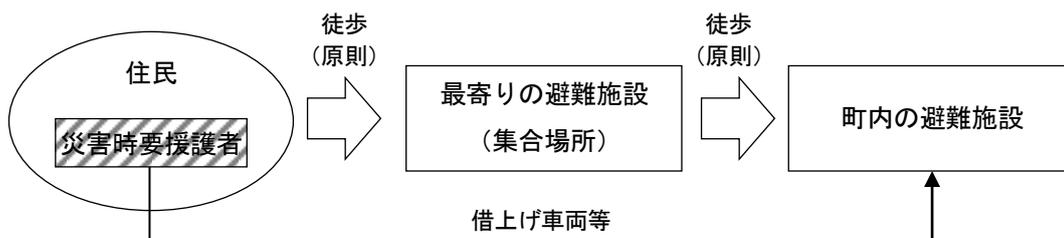
その後、事態の推移、被害の状況等により(2)から(3)に掲げる方法により他の安全な地域に避難する。



##### (2) 町内避難

- ① 避難場所：町内の避難施設
- ② 避難方法：徒歩を原則とする。

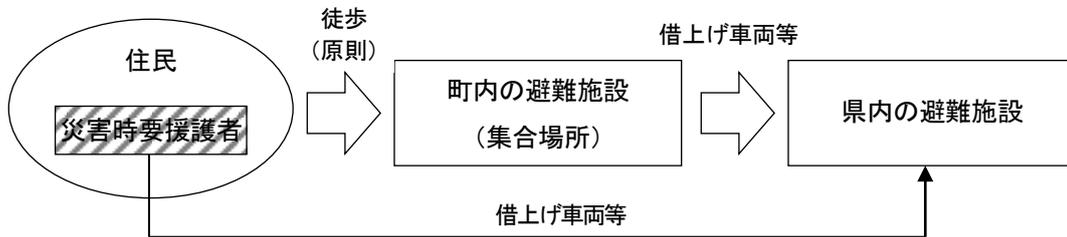
ただし、徒歩による避難が困難である災害時要援護者の避難に限り、借上げ車両等を補完的に使用する。



### (3) 県内避難

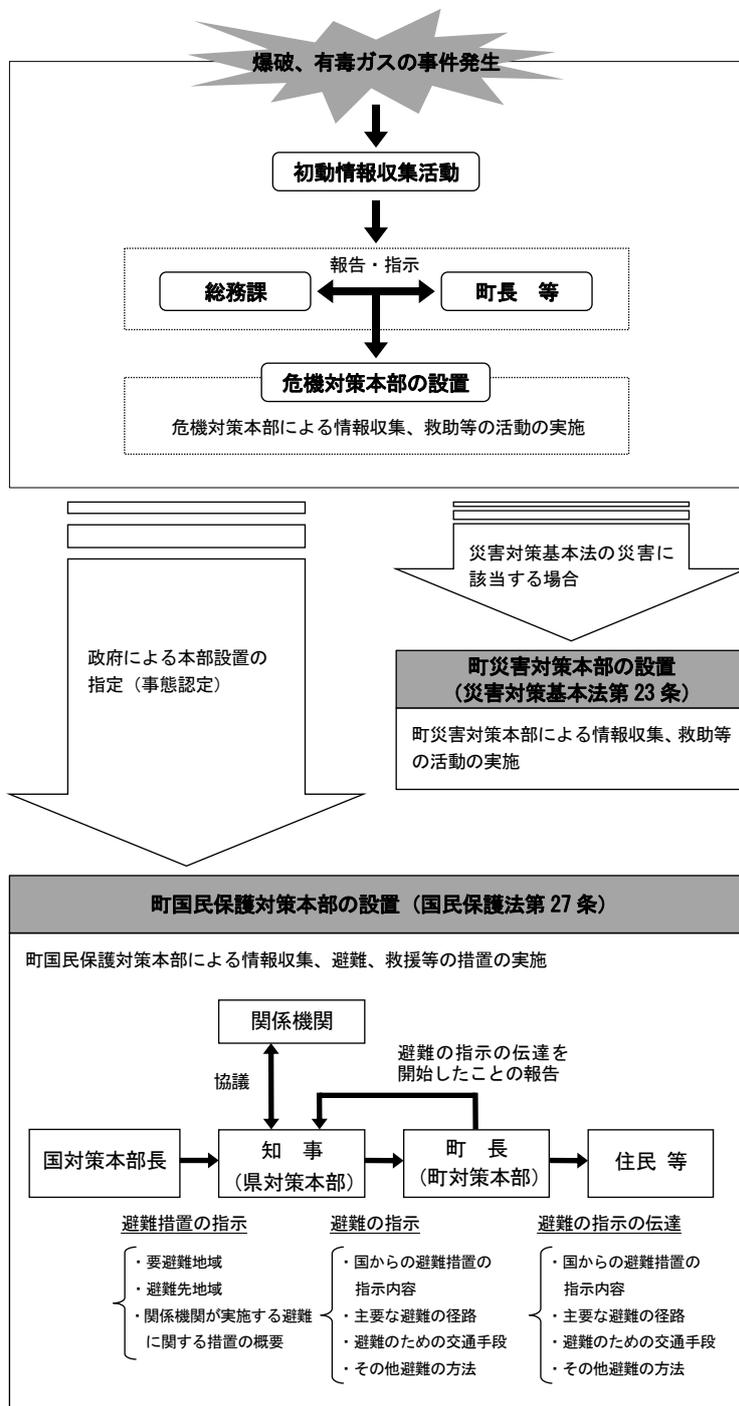
- ① 避難場所：県内の避難施設
- ② 避難方法：町内避難施設への避難は（2）町内避難のとおり。

町内避難施設から県内の避難施設へは、借上げ車両等を使用する。



## 5 住民等への「避難の指示」までの流れ

危機発生時から、武力攻撃等の事態認定後に「国民保護法」による「避難の指示」が住民等に伝達されるまでの流れを下図に示す。



6 「避難の指示」の連絡及び協議事項 一覧

協議先	連絡及び協議事項	
町が要避難地域 の場合	[避難の指示前] ・避難対象地域の避難者数 ・輸送手段ごとの避難対象者数（鉄道、バス、災害時要 援護者の避難に用いる自家用車等） ・陸上輸送による避難が困難な地域の有無 ・観光客の避難	≪町⇒県≫ ≪町⇒県≫ ≪県⇔町≫ ≪県⇔町≫
	[避難の指示後] ・鉄道の臨時ダイヤの連絡 ・手配したバスの台数の連絡 ・バスの初期配置場所 ・陸上輸送による避難が困難な地域の避難方法 ・災害時要援護者の避難方法	≪県⇒町≫ ≪県⇒町≫ ≪町⇒県≫ ≪県⇒町≫ ≪県⇔町≫
町が避難先地域 の場合	[避難の指示前] ・避難者数 ・受入区域	≪県⇒町≫ ≪県⇔町≫
	[避難の指示後] ・受入避難施設 ・鉄道の臨時ダイヤの連絡 ・手配したバスの台数の連絡 ・災害時要援護者の避難方法	≪町⇒県≫ ≪県⇒町≫ ≪県⇔町≫ ≪県⇔町≫

※ 県 : 県対策本部

※ 町 : 町対策本部

※ ⇒ : 連絡

※ ⇔ : 協議

### 第3節 町の特性からみた避難実施要領作成上の留意点

町の特性からみた避難実施要領作成上の留意点については、次に示すとおりである。

#### 1 町の人口

(特性)

- ◆ 町の人口は、15,384人である（平成22年9月30日現在）。
- ◆ 昼夜間人口比率を見ると、若干の流出超過になっている。
- ◆ 町の地区別には、外城田地区（約4,500人）、田丸地区（約6,000人）、有田地区（約2,800人）、下外城田地区（約2,400人）に分散している。

(留意点)

- ◆ 要避難地域の避難人員は、児童・生徒、災害時要援護者（自力避難困難者等）、それ以外の大人（15歳以上）ごとに人数を把握する。
- ◆ 局所的な武力攻撃災害等に対しては、地域限定的な警戒区域の設定・避難の指示が考えられるため、人口は区・自治会別単位で把握する。

#### 2 集客施設及び観光客

(特性)

- ◆ 町には、集客施設としてアスパピア玉城が存在する。
- ◆ 1日あたりの平均集客数は約500人超に及ぶ。

(留意点)

- ◆ 武力攻撃災害等が発生した時間、営業日に応じた集客施設等の利用者数を把握する（各施設管理者が入場・利用者数を把握 → 町に通報）。
- ◆ 町の集客施設等にいる観光客は、現地の地理状況に不慣れであることから、特に県外からの利用者、滞在者などには、避難の方法について特段の配慮をもって周知する必要がある。
- ◆ 観光バス利用による滞在者は、努めて利用してきた観光バスで指定の避難経路から避難するように誘導する。
- ◆ 公共交通機関利用（鉄道、バス）による観光客は、住民と同様に避難誘導する。

#### 3 災害時要援護者（自力避難困難者等）の把握

##### (1) 障がい者、要介護認定の高齢者の人員

(特性)

- ◆ 町内には、1,000人を超す障がい者及び要介護認定の高齢者が在住している。

(留意点)

- ◆ 要避難地域において、避難誘導が必要となる重度の障がい者、介護認定の高齢者で重度の介護を要する者の人数を把握する（平素から、社会福祉協議会、民生委員、介護保険関

係者、障がい者団体との連携を保持する)。

- ◆ 独居の高齢者についても、社会福祉協議会等と連携して把握しておく。
- ◆ 障がい者、要介護認定の高齢者については、避難の際に借上げ車両の手配や自家用車両の使用を考慮する。

## (2) 入院患者の把握

(特性)

- ◆ 町内には一般病院が1箇所(病床50床)ある。

(留意点)

- ◆ 要避難地域内の医療施設における入院患者の人数を把握する。(入院患者の人数は、病床数をもって代替する。)
- ◆ 入院患者については、避難の際に救急車、医療機関車両を手配するほか、借上げ車両の手配や自家用車両の使用を考慮する。

## (3) 外国人(外国人登録者数)

(特性)

- ◆ 町内には、約100人の外国人登録者がおり、国籍は、中国が5割以上を占める。

(留意点)

- ◆ 要避難地域における地区ごとの外国人登録者数を把握する。
- ◆ 外国人への情報の伝達方法、避難誘導の要領の周知及び通訳者を確保する。
- ◆ 町の避難施設(集合場所)及び避難経路並びに集客施設等の施設内の避難経路を示す掲示板、標識等を簡明かつ効果的にするとともに、多言語化に努める。

## 4 道路

(特性)

- ◆ 高規格幹線道路は、伊勢自動車道が町の南部にあり西部から東方向へと縦断し、玉城ICがある。
- ◆ 主要な道路は、県道田丸停車場斉明線(サニード路)、度会・玉城線そのほか主要地方道鳥羽松阪線、伊勢多気線などによって各地域が結ばれている。

(留意点)

- ◆ 避難経路の選定・道路使用にあたっては、武力攻撃に対する侵害排除、対処措置に係わる自衛隊、警察等関係機関と綿密に協議することが必要である。
- ◆ 避難経路は単一路線とせず、可能な限り複数路線を選定し、状況の変化に対応できるようにする。
- ◆ 避難経路の選定にあたり、経路の交通規制、警備・誘導體制を考慮し、避難経路の安全性を確保する。

(協議先)

機関名	調整内容
自衛隊	防衛作戦との整合 (避難経路とする路線が自衛隊の使用する路線と重複しないよう、路線及び利用時間を把握し、整合を図る。) 交通状況・被害状況・警備誘導體制等の確認
道路管理者	避難経路の選定、通行規制 交通状況・被害状況・警備誘導體制等の確認
消防本部・消防署	消防・救援活動との整合 交通状況・被害状況・警備誘導體制等の確認
警察署	通行規制、警備・誘導體制 交通状況・被害状況・警備誘導體制等の確認
海上保安部	避難経路の選定 港湾・航路等の状況確認 交通状況・被害状況・警備誘導體制等の確認

## 5 交通手段

### (1) 鉄道

#### (特性)

- ◆ JR東海参宮線が多気～伊勢～鳥羽間を1両編成(定員120人)と2両編成(定員250人)で日中1時間に1本程度運行している。

#### (留意点)

- ◆ 要避難地域と避難先地域の駅を把握し、移動の所要時間、輸送可能人員を把握する。
- ◆ 輸送能力の把握においては、避難住民の荷物を考慮すると乗車可能な人数は減ることが考えられるため、この点を考慮する。

#### (協議先)

機関名	調整内容
JR東海	使用可能車両数・輸送可能人員、使用可能開始時期

### (2) バス

#### (特性)

- ◆ 三重交通に定期路線バスを運行委託している「自主運行路線」がある。
- ◆ バス営業所及び車両基地は、伊勢市に集中して配置されている。

#### (留意点)

- ◆ 要避難地域における避難人員数と配分されたバスの輸送可能人員数を検討する。
- ◆ 配分される車両数、避難先地域までの所要時間、同時輸送可能人員、往復回数等を把握する。
- ◆ バス営業所及び車両基地から集合場所への所要時間を考慮する。
- ◆ 集客施設等に観光バス、自家用車両で来訪している利用者は、当該車両を避難に用いることも考慮する。

- ◆ 輸送能力の把握においては、避難住民の荷物を考慮すると乗車可能な人数は減ることが考えられるため、この点を考慮する。

(協議先)

機関名	調整内容
三重交通	使用可能車両数・輸送可能人員、使用可能開始時期

## 第2章 避難実施要領の策定

### 第1節 避難実施要領に定める事項等

町長は、県から「避難の指示」の通知を受けたときは、直ちに、避難実施要領を定めなければならない。避難実施要領に定める事項等は、次に示すとおりである。

#### 《避難実施要領の策定フロー》

受信《県⇒町》	県対策本部長による「避難の指示」を受信
避難実施要領の策定	<p>《避難実施要領に定める事項》</p> <p>(1) 避難先・経路・手段・その他避難の方法</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 全般的な方針</li> <li>② 避難施設の名称・所在等</li> <li>③ 避難の経路、避難の手段、避難開始時期等</li> </ol> <p>(2) 避難誘導の具体的な実施方法、職員配置・役割等</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 避難誘導の具体的な実施方法</li> <li>② 職員配置・役割分担</li> <li>③ 避難残留者の確認</li> <li>④ 災害時要援護者への対応</li> </ol> <p>(3) 避難の実施に関して必要な他の事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 緊急時の連絡先</li> <li>② 避難実施要領の住民への伝達</li> <li>③ 誘導に際しての留意点及び町職員等の心得</li> <li>④ 町が住民等に周知すべき留意事項</li> <li>⑤ 町職員の安全の確保</li> <li>⑥ 町対策本部における各部の役割</li> <li>⑦ 避難誘導にかかる連絡調整等</li> <li>⑧ 避難住民の受入・救助活動の支援</li> </ol>
避難実施要領の伝達	<p>《伝達先》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民及び関係のある公私の団体</li> <li>・町の他の執行機関</li> <li>・消防本部</li> <li>・警察署</li> <li>・海上保安部</li> <li>・放送事業者 → 避難実施要領の内容を提供※</li> <li>・自衛隊</li> <li>・その他関係機関</li> </ul> <p>※ 国民保護法上、指定公共機関または指定地方公共団体である放送事業者は、その業務計画の定めるところにより、警報の内容、避難の指示の内容を放送することが義務づけられているが、避難実施要領はそれに関係がなく、放送事業者に対し任意の協力を求めることとなる。</p>

## 第2節 避難実施要領作成の留意事項

### (1) 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位

避難が必要な地域の住所を明示するとともに、区・自治会、学校、集客施設、旅館等の宿泊施設の事業所等、避難する時間帯や時間的余裕を考慮に入れて、その時の状況に応じた適切な避難の実施単位を記載する。

### (2) 避難先

避難施設の名称、住所及び連絡先を具体的に記載する。

### (3) 避難施設（集合場所）及び集合方法

避難住民の誘導及び搬送の拠点となる避難施設（集合場所）の住所及び場所名を明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。

### (4) 集合時間及び出発時間

集合時間及び避難の際の交通手段の出発時刻及び避難誘導を開始する時間を記載する。

### (5) 集合にあたっての留意事項

集合後の区・自治会及び近隣住民間での点呼・安否確認等、集合にあたっての避難住民の留意すべき事項を記載する。

### (6) 避難の手段及び避難の経路

集合後に避難のため使用する交通手段を明示するとともに、避難経路等避難誘導の詳細を記載する（地区ごと、区・自治会ごとまたは集合場所ごと記載）。

### (7) 町職員及び消防団員の配置等

避難住民の誘導が的確かつ迅速に行えるよう、町職員及び消防団員の配置並びに担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。

### (8) 災害時要援護者（自力避難困難者等）への対応

災害時要援護者（介護認定の高齢者で重度の介護を要する者、重度の障がい者、日本語を解せない外国人等）の避難誘導を円滑に実施するために、その対応方法を記載する（高齢者世帯、福祉施設等における自ら避難することが困難な者の搬送方法等）。

### (9) 要避難地域における避難残留者の確認

要避難地域に避難残留者が出ないように、避難残留者の確認方法を記載する（消防団員による戸別確認の実施等）。

### (10) 避難誘導中の食料等の支援

避難誘導中に避難住民に食料、飲料水、医療、情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、

それらの支援内容を記載する。

**(11) 避難住民の携行品、服装**

避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品及び服装について記載する。

- ・携行品：健康保険証、運転免許証、パスポートなど身分を証明できるもの及び非常持ち出し品
- ・服装：頑丈な靴、長ズボン、長袖シャツ、帽子等

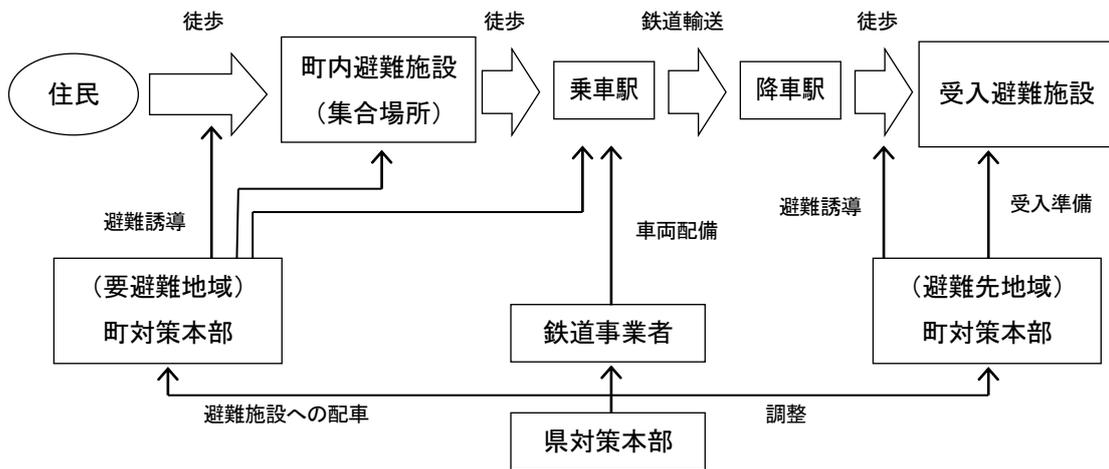
**(12) 避難に関して問題が発生した際の緊急連絡先等**

避難に関して問題が発生した際の町の緊急連絡先を記述する。

### 第3節 輸送手段による避難のフロー

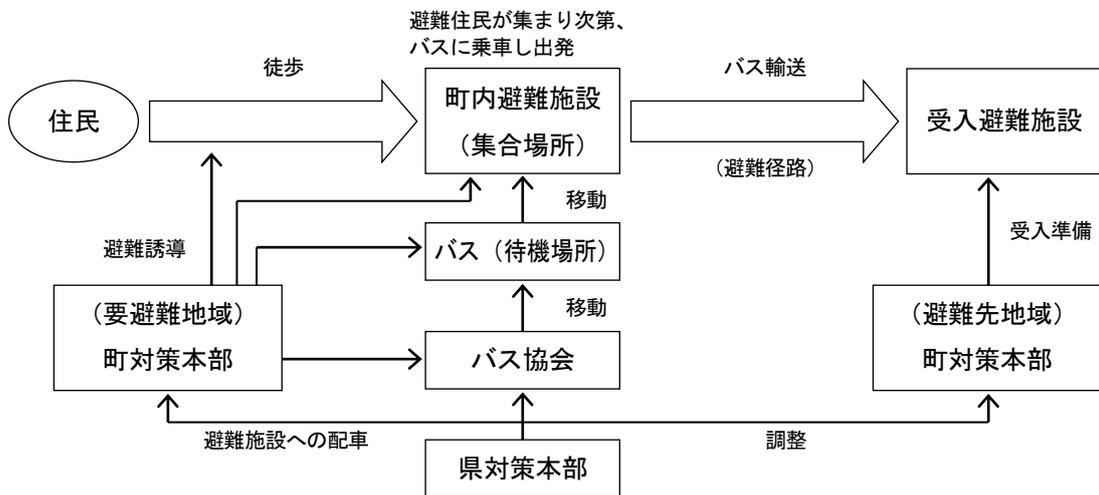
#### (1) 鉄道による避難

- ① 住民は、町内の各地区であらかじめ指定された避難施設（集合場所）に原則徒歩で避難
- ② 集合者を確認した後、住民は原則徒歩で最寄りの乗車駅へ移動
- ③ 乗車駅から鉄道輸送で降車駅に移動
- ④ 降車駅から受入避難施設まで、原則徒歩で移動



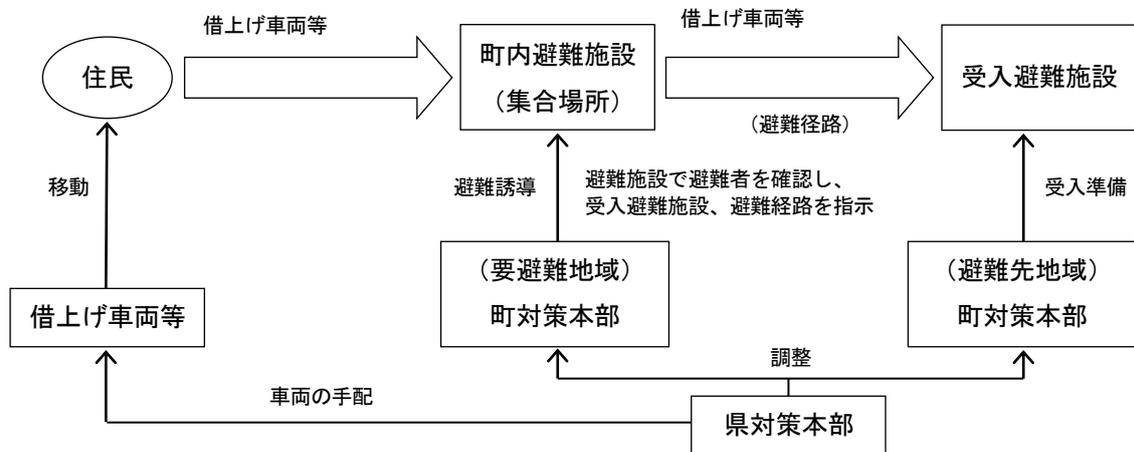
#### (2) バスによる避難

- ① 住民は、町内の各地区で指定された避難施設（集合場所）に原則徒歩で避難
- ② 集合者を確認した後、バス輸送で受入避難施設に移動



### (3) 借上げ車両等による避難（災害時要援護者）

- ① 借上げ車両等により各地区または区・自治会で指定された避難施設（集合場所）に移動
- ② 集合者並びに災害時要援護者を確認し、受入避難施設および避難経路を指示
- ③ 借上げ車両等により受入避難施設まで移動



## 第4節 避難実施要領のパターン

### 1 町において想定される武力攻撃事態

国民保護措置を実施するにあたり、国が作成している「国民保護に関する基本指針」においては、着上陸侵攻、航空攻撃、ゲリラや特殊部隊による攻撃及び弾道ミサイル攻撃の4類型を、想定される武力攻撃事態としている。

各武力攻撃事態の内容と三重県及び町において想定される事態を以下のように整理する。

着上陸攻撃	ゲリラや特殊部隊による攻撃	弾道ミサイル攻撃	航空攻撃
<ul style="list-style-type: none"> <li>侵略国が侵攻正面において海上または航空優勢を得た後、海または空から地上部隊等を上陸または着陸させて侵攻すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ゲリラ及び特殊部隊を潜入させて行う不正規型の攻撃をいい、不正規軍の要員であるゲリラによる施設等の破壊及び人員に対する攻撃が行われるものの並びに正規軍である特殊部隊による破壊工作、要人暗殺及び中枢機関への攻撃が行われるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>弾道ミサイル攻撃による攻撃をいい、長距離にある目標を攻撃することが可能であり、大量破壊兵器（核、生物及び化学兵器）を搭載して攻撃することも可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>重要な施設の破壊を目的として、航空機に搭載したミサイルとにより急襲的に行われる攻撃</li> </ul>

## 2 町において想定される緊急処理事態

テロ等の事態については、「国民保護に関する基本指針」では、武力攻撃に準ずる緊急処理事態としており、下記の事態例を示している。

各緊急処理事態の内容と三重県及び町において想定される事態を次のように整理する。

攻撃対象施設等による分類		攻撃手段による分類	
危険性を内在する物質を有する施設	多数の人が集合する施設等	多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃	破壊の手段として交通機関を用いた攻撃（航空機自爆テロ、弾道ミサイル等）
<p>【事態例】</p> <p>■危険物積載船への攻撃 危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに港湾及び航路の閉塞並びに海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生ずる。</p>	<p>【事態例】</p> <p>■集客施設、バスターミナル等の爆破 ■バス等の爆破 集客施設、バスターミナル等で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。</p>	<p>【事態例】</p> <p>■ダーティーボム等の爆発による放射能の拡散 爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による被害と放射能による被害をもたらす。</p> <p>【事態例】</p> <p>■炭素菌等生物剤の航空機等による大量散布 生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、すでに被害が拡大している可能性がある。</p> <p>【事態例】</p> <p>■サリン剤等化学剤の大量散布 化学剤は、地形、気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下を這うように広がる。</p>	<p>【事態例】</p> <p>■航空機による多数の死傷者を伴う自爆テロ ■弾道ミサイル等の飛来 主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。 攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。 爆発、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。</p>

## 第5節 町における避難実施要領のパターン（モデル）

### 避難実施要領のパターン（モデル）

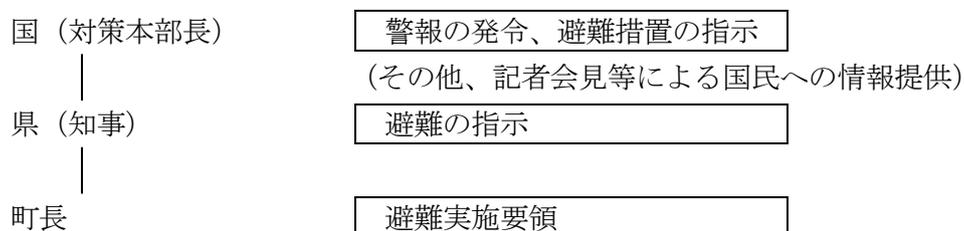
町の地域特性等を踏まえ、以下の5つの武力攻撃事態のケースについて、避難実施要領のパターン（モデル）を作成する。

- I 弾道ミサイル攻撃のケース（突発的で着弾地が不明の場合）  
即時に弾道ミサイル発射の恐れがある場合 ⇒ 「屋内避難」タイプ
  
- II ゲリラ・特殊部隊による攻撃のケース（比較的時間的な余裕がある場合）  
度会町内の中で一部住民が避難する場合 ⇒ 「町内避難」タイプ
  
- III 集客施設への突発的な攻撃のケース  
集客施設A周辺に化学剤を用いた攻撃 ⇒ 「町内避難（退避を含む）」タイプ
  
- IV 集客施設が攻撃される恐れのあるケース  
集客施設Aの爆破予告 ⇒ 「町内避難（退避を含む）」タイプ
  
- V 町全員及び観光客等の町外への避難のケース  
度会町内の町民全員が避難する場合 ⇒ 「県内避難」タイプ

## I 弾道ミサイル攻撃のケース（突発的で着弾地が不明の場合）

即時に弾道ミサイル発射の恐れがある場合 ⇒ 「屋内避難」タイプ

- ① 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。  
（実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設に避難することとなる）。
- ② 避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。
- ③ 弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ  
ア 国（対策本部長）は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



- イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、国（対策本部長）がその都度警報を発令
- ※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。このため、弾道ミサイル攻撃の主体（国または国に準ずる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。その意味では、すべての市町に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。

### （１）想定事態の状況及び避難の必要性

- ① 国・県から「警報の発令」と「避難の指示」が同時に出され、これを受けた町対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報内容及び屋内避難の指示を通知・伝達する（「避難誘導」は実施できない）。
- ② 町担当職員は、防災行政無線のサイレンを最大音量で鳴らし、住民に警報の発令と屋内避難の指示を伝達し、周知させる。  
※ 防災行政無線のサイレン音は、内閣官房サイトで視聴が可能であり、あらかじめ訓練等を通じ住民に周知させておくことが重要である。  
※ 「全国瞬時警報システム（J-ALERT）」が配備された場合には、国において、各市町の防災行政無線のサイレンを自動起動することが可能となる。
- ③ 町担当職員は、関係機関に対し電話及びFAXにより警報の発令と避難措置の指示を通知する。

## (2) 事態の特徴

- ① 弾道ミサイル攻撃目標及び着弾地の特定が困難である。
- ② 国からは警報と避難措置の指示が同時に出される。
- ③ ミサイル発射から着弾までの時間的な余裕がない。
- ④ 町は、十分な避難実施要領を作成するいとまがない。

### 避難実施要領（一例）

玉 城 町 長  
○月○日○時現在

#### 1 避難先・経路・手段・その他避難の方法

玉城町の住民は、直ちに屋内に避難する。

- ・ 建屋内にいる者…極力建物の中央部に避難する。
- ・ 屋外にいる者……近くのコンクリート建物等に避難する。
- ・ 車両内にある者…車両を道路外（やむを得ず道路において避難するときは、道路の左端に寄せて駐車するなど緊急通行車両の妨げとならないようにする）に駐車し、近くのコンクリート建物等に避難する。

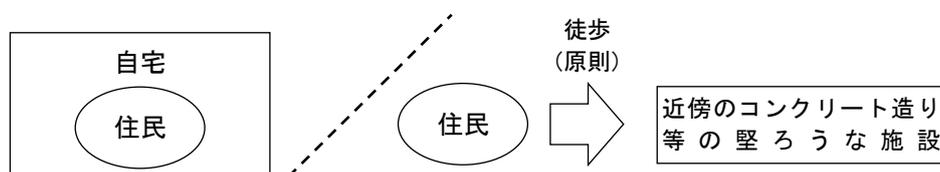
#### 2 避難の実施に関して必要な他の事項

- ・ 防災行政無線、テレビ、ラジオ等により継続的な情報の入手に努める。
- ・ ドア、窓、雨戸をすべて閉め、必要によりガムテープ等で目張りをする。
- ・ 換気口を閉め、エアコンや換気扇を停止する。
- ・ 火気の使用を停止する。
- ・ 窓ガラスには近づかない。
- ・ 今後の避難に備え、非常持ち出し品を準備し、身軽な服装に着替えておく。

※ 防災行政無線により繰り返し上記の内容を放送する。

## (3) 住民避難の基本タイプ

本ケースは、「屋内避難タイプ」となる。徒歩を原則とし、できるだけ速やかに、屋内に避難する。



※自宅にいる場合は、  
外出しないで留まる。

※外出している場合は、  
速やかに屋内に避難する。

## (4) 本ケースにおける対処上の留意点

- ① NBCを伴う弾道ミサイル攻撃は、NBCによる汚染の状況が目に見えないため、住民は危険が知覚できない。特に行政の専門機関による速やかな情報提供が必要である。
- ② 住民が近傍で弾道ミサイルの着弾音と思える不審な音を聴いた場合には、できるだけ町、消防機関、県警察または海上保安部等に連絡するよう周知する。

- ③ 一般の住民は、弾道ミサイルの着弾地点の周辺から離れることが原則であり、興味本位で近づかないよう周知する。
- ④ 観光客等住民以外の滞在者について、県及び町から集客施設や店舗等に対して協力を求める。
- ⑤ 放送事業者の有する情報伝達の即時機能にかんがみ、重要な情報は、速やかに放送事業者に提供することが必要である。

**(避難実施の伝達)**

伝 達 先	伝 達 内 容
放送事業者	避難実施要領の内容

## Ⅱ ゲリラ・特殊部隊による攻撃のケース（比較的時間的な余裕がある場合）

### 玉城町内の中で一部住民が避難する場合 ⇒ 「町内避難」タイプ

- ① ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、国対策本部長による避難措置の指示、知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難を実施することが基本である。  
なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。
- ② その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃への排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、海上保安部等及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は、一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。
- ③ 以上から避難実施要領の策定にあたっては各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部等、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく、的確な措置を実施できるよう、現地調整所に派遣している町職員から必要な情報を入手し、避難実施要領の弾力的な運用を行うこととする。

#### （避難に比較的余裕がある場合の対応）

「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の搬送手段を用いた移動」、といった手順が一般には考えられる。

#### （屋間に突発的に事案が発生した場合の対応）

当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防機関、海上保安部等、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。

特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。

※ ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般的には、狭い範囲に限定される。

特に、最小限の攻撃で、最大の心理的または物理的効果を生じさせることが考えられることから、都市部の政治経済の中核、原子力関連施設、危険物質等の取扱所などは、攻撃の可能性が一般に高く、注意が必要である。

## (1) 想定事態の状況及び避難の必要性

- ① S市のK海岸に上陸したと思われる約50名程度の武装工作員は、S山・M山方向に向かっていている模様である。
- ② 国対策本部長は、国民保護措置として緊急通報を発令し、三重県を武力攻撃の発生が予測される地域として警戒を促している。
- ③ 自衛隊は、武装工作員掃討のためA地区のB区・C区に集結している。
- ④ 県対策本部長は、玉城町長にA地区のB区・C区を避難地域として指定し、当該地域住民の避難先地域を町内D地区とする避難の指示を通知した。

## (2) 事態の特徴

- ① 計画的な避難が可能である。
- ② 町内における一時的な避難となる。
- ③ ゲリラによる直接・具体的な住民被害は考えにくい。

### 避難実施要領（一例）

玉 城 町 長  
〇月〇日〇時現在

#### 1 避難先・経路・手段・その他避難の方法

##### (1) 全般的な方針

A地区のB区・C区の住民は、D地区にある避難施設Eを避難先として、〇月〇日〇時を目途に住民の避難を開始する。

##### (2) 避難施設の名称・所在等

避難施設E

- ・住所：玉城町〇〇 〇番〇号
- ・電話：0596-〇〇-〇〇〇〇

##### (3) 避難の経路、避難の手段及び避難開始時期等

A地区のB区・C区の住民

- ・避難の経路：県道〇〇線
- ・避難の手段：県からの借上げ大型バスによる。
- ・避難開始時期：〇月〇日〇時～
- ・B区住民の集合場所：F小学校グラウンド
- ・C区住民の集合場所：G小学校グラウンド

#### 2 避難誘導の具体的な実施方法、職員配置・役割等

##### (1) 避難誘導の具体的な実施方法

A地区住民の避難誘導の具体的な実施方法は、次のとおりとする。

A地区B区の住民〇〇世帯〇〇人及び観光客約〇〇人は、県道〇〇線で三重交通の大型バス〇台のピストン輸送によって、〇月〇日〇時から避難を開始する。避難住民は、F小学校グラウンド（集合場所）から乗車し、避難施設Eに避難する。

なお、F小学校グラウンドには、町職員が避難誘導要員として避難者リストの作成及び乗車の誘導を行う。

A地区C区の住民〇〇世帯〇〇人及び観光客約〇〇人は、県道〇〇線で三重交通の大型バス〇台のピストン輸送によって、〇月〇日〇時から避難を開始する。避難住民は、G中学校グラウンド（集合場所）から乗車し、避難施設Eに避難する。

なお、G小学校グラウンドには、町職員が避難誘導要員として避難者リストの作成及び乗車の誘導を行う。避難施設Eで町職員が避難施設運営要員として避難住民の確認を行い、順次、食料や飲料水を配給する。

## (2) 職員配置・役割分担

避難住民の避難誘導が円滑に行えるよう、以下に示す要員及びその責任者等について、町職員等の割り振りを行う。

- ① 住民への周知要員……町職員及び消防団員により実施する。
- ② 避難誘導要員……F小学校グラウンド、G中学校グラウンド、避難施設Eに町職員2名1組を派遣する。
- ③ 現地連絡要員……町職員及び消防団員により実施する。
- ④ 現地調整所の設置要員…現地調整所は、町職員をもって運営する。また、状況により町職員を増援する。
- ⑤ 避難施設運営要員……避難施設Eの運営は町職員5名により実施する。
- ⑥ 水・食料等支援要員……別途計画

## (3) 避難残留者の確認

町職員及び消防団員は、速やかに要避難地域に避難残留者がいないか点検・確認する。

## (4) 災害時要援護者への対応

障がい者その他、特に配慮を要する災害時要援護者に対する避難誘導にあたっては、重度の障がい者、介護認定の高齢者で重度の介護を要する者、乳幼児、重篤な傷病者で自力避難が困難な人を優先的に避難誘導する。また、自力で動けない者は、避難誘導介助者による自家用車の使用を認める。町職員及び消防団員は、速やかに要避難地域に避難残留者がいないか点検・確認する。

## 3 避難の実施に関し必要な他の事項

### (1) 緊急時の連絡先

避難誘導から離脱してしまった場合等の緊急連絡先は「玉城町国民保護対策本部」とする。

- ・電話 : 0596-58-8200
- ・夜間・休日 : 0596-58-8213
- ・FAX : 0596-58-4494

### (2) 避難実施要領の住民への伝達

- ① 町担当職員は、防災行政無線により要避難地域の住民に避難実施要領の内容を伝達する。その際は、町広報車や消防車を活用する。

- ② 町担当職員は、A地区のB区・C区の区長・自治会長、自主防災組織の長、消防団長・所管分団長に住民への避難の指示を伝達するよう依頼する。また、伊勢警察署などの関係機関に避難実施要領を電話及びFAX等により通知し避難誘導を求める。
- ③ 町担当職員は、ボランティア団体等の避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護施設関係者、障がい者団体等へ避難実施要領の内容を伝達する
- ④ 日本語を解せない外国人の対応として国際交流協会等の能力を活用する。
- ⑤ 町担当職員は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。

### (3) 誘導に際しての留意点及び町職員等の心得

町職員及び消防団員は、誘導にあたって以下の点に留意する。

- ① 住民は恐怖心や不安感の中で避難を行うことになるため、町職員及び消防団員は、沈着冷静かつ毅然たる態度を保つ。
- ② 町の誘導担当職員は、防災活動服や特殊標章腕章等により誘導員である立場や役割を明確にし、その活動に理解を求める。
- ③ 町の誘導担当職員は、混乱が予測される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかける。
- ④ 学校や事業所に対しては、原則として避難施設（集合場所）まで集団でまとまって行動するように呼びかける。

### (4) 町が住民等に周知すべき留意事項

- ① 要避難地域の住民に対しては、隣近所に声をかけ合うなど、相互に助け合って避難を行うよう促す。
- ② 消防団、自主防災組織、区・自治会などの地域のリーダーに対しては、冷静かつ毅然とした態度で避難誘導を行うよう依頼し、混乱の防止に努める。
- ③ 住民の携行品は、貴重品や最小限の着替えや日用品とし、円滑な行動に支障をきたさないように住民に促す。
- ④ 留守宅の戸締りを確実にして、金銭・貴重品、パスポート、健康保険証や運転免許証等の身分証明書、非常持ち出し品を携行するよう住民に促す。
- ⑤ 服装や行動・態度等から不審者と判断される場合には、町長、消防吏員、警察官または海上保安官に通報するよう促す。

### (5) 町職員等の安全の確保

- ① 避難誘導を行う町職員等に対して二次被害が生じないよう、国の現地対策本部（設置された場合）や県からの情報、町対策本部において集約した最新の情報を提供する。
- ② 必要に応じ現地調整所を設けて、現場での関係機関との情報共有・活動調整を行う。
- ③ 避難誘導を行う町職員等に対して、特殊標章腕章及び身分証明書を交付し、必ず携帯させる。

### (6) 町対策本部における各部の役割

「玉城町国民保護計画」に示す「第3編第2章表3-1 町の各課における武力攻撃事態における主要な業務」を基本とする。

### (7) 避難誘導にかかる連絡調整等

- ① 借上げバスの運行は、県防災危機管理部及び県警察本部と調整して行う。

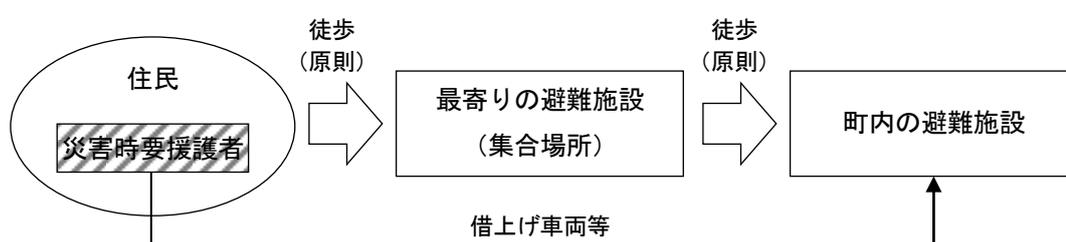
- ② 借上げバス運転手、現地派遣の県職員との連絡要領は、別に示す。
- ③ 当該事態の状況が変化した場合の対処は、別に示す。
- ④ 町国民保護対策本部設置場所は、玉城町役場総務課とする。

#### (8) 避難住民の受入・救援活動の支援

避難施設（避難施設E）に町職員を派遣して、避難住民の安否確認を行うとともに、県の支援のもと食料、飲料水等の支給を行う。

#### (3) 住民避難の基本タイプ

本ケースは、「町内避難」タイプとなる。避難方法として、避難施設（集合場所）までは徒歩を原則とする。ただし、災害時要援護者（自力避難困難者等）の避難は、借上げ車両等を使用する。



#### (4) 本ケース（武力攻撃等で比較的時間の余裕がある場合）の対処上の留意点

ゲリラや特殊部隊による攻撃などのように現場において事態が刻々と変化することが予測される状況においては、現地で活動する自衛隊、警察等の関係機関から情報や助言を得て、避難の方法を決める必要がある。

### Ⅲ 集客施設への突発的な攻撃ケース

#### 集客施設A周辺に化学剤を用いた攻撃 ⇒ 「町内避難（退避を含む）」タイプ

##### (1) 想定事態の状況及び避難の必要性

- ① 内閣総理大臣は、三重県及び玉城町に国民保護対策本部設置を通知しており、これを公示している。
- ② 「集客施設Aで不審な者4～5名が1時間ほど前にたむろしていたが、その後立ち去った。」という情報が、集客施設Aの管理者から伊勢警察署にあった。
- ③ その約1時間後、集客施設Aのベンチ脇に置かれていたスポーツバッグが小爆発し、液体が飛散、周囲にいた人が次々と倒れ、多数の人が頭痛や吐き気、目の痛みを訴えている。
- ④ 町国民保護対策本部長は、集客施設Aにおける爆発について、化学剤（即効性のガスと推定される）を用いた武力攻撃事態の可能性が高いとして、爆発地区周辺半径200mの範囲について警戒区域を設定し立入り禁止並びに退去を命ずるとともに、風向の変化を考慮して半径500mの地域の住民及び観光客等に屋内へ退避するよう「退避の指示」を行った。また、その旨を速やかに県知事に通知した。

##### (2) 事態の特徴

- ① 突発的に被害者が発生し、しかも原因不明である（即効性のあるガス化学剤と推定されると想定）。
- ② 被害の範囲は、拡大の恐れがある。
- ③ 町には、有毒ガスなどの化学剤に対する検知、除染の能力はない。

#### 避難実施要領（一例）

玉 城 町 長

○月○日○時現在

##### 1 警戒区域の設定及び退避先・経路・手段・その他退避の方法

###### (1) 全般的な方針

集客施設Aにおいて、何者かによる爆破及び化学剤（即効性のガスと推定される）散布による多数の人的な被害が発生した。次の玉城町住民並びに観光客は、当該地域から直ちに退去または退避すること。

###### (2) 集客施設A周辺200mの警戒区域の設定

町は、住民等の生命または身体危険を防止するため、集客施設A周辺200mを警戒区域として設定した。当該地域にいる住民または観光客は、速やかに、この地域からの退去するよう指示する。また、警戒区域が解除されるまで、この地域への立入りを禁止する。

###### (3) 集客施設Aから半径500mの地域に退避の指示

- ① 町は、風によるガスの拡散など被害拡大のおそれを考慮して、集客施設Aから半径500mを退避地域とした。当該地域にいる住民及び観光客は、直ちに現場から風上方向に逃れ、外気から密閉性の高い建物の中または風上の高台に退避するよう指示する
- ② 町は、当該地域の住民等に対しては、防災行政無線等により避難の方法を呼びかけ

るとともに、集客施設Aに向かう人、車両の進入を制止する処置をとる。

- ③ 町は、直ちにNBC防護機器を有する消防機関・県警察・海上保安部、国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等に支援を要請する。

## 2 町の緊急態勢・職員派遣、関係機関への要請、避難施設の開設等

### (1) 町の緊急態勢及び職員派遣等

- ① 町国民保護対策本部の設置

国から指定を受けて町国民保護対策本部を設置する。

- ② 町職員の派遣

町職員の派遣については、伊勢警察署、消防署、鳥羽海上保安部等に電話で現場の状況を確認した上で派遣場所を決める。

- ③ 現地調整所の設置

〇〇〇〇に現地調整所を立ち上げ、現地で活動する伊勢警察署、消防署、鳥羽海上保安部等との情報の共有と連絡調整にあたらせる。

- ④ 現地対策本部との調整

国の現地対策本部が設置された場合には、連絡のための職員を派遣して活動調整や情報収集にあたらせる。

### (2) 関係機関等への連絡及び要請

- ① 国及び県に対し、化学剤被害の発生を速報する。

- ② 県に対し、消防、警察及び自衛隊に対するNBC対処専門機関の派遣を要請する。

- ③ 県及び伊勢地区医師会に被災者の処遇等に関し連絡調整するとともに、専門医や災害派遣医療チーム(DMAT)等による医療救護活動の調整を行う。

### (3) 避難施設の開設等

- ① 避難施設Aを避難施設として開設し、関係機関並びに警戒区域及び退避地域所在の住民に伝達する。この際、二次災害防止のため被災者は別の施設に避難させる。

- ② 町担当職員は、被災者の把握を行い、その状況に応じて、避難所におけるNBCへの対応能力を有する医療班の派遣を県に要請する。

- ③ 町担当職員は、重度の患者を搬送するための輸送手段の調整を行うとともに、受入先となる医療機関について県と調整、また、災害医療機関ネットワークを活用する。

### (4) 避難残留者の確認

町職員及び消防団員は、速やかに警戒区域及び退避地域に避難残留者がいないか点検・確認する。

### (5) 災害時要援護者への対応

障がい者その他、特に配慮を要する災害時要援護者に対する退避の誘導にあたっては、重度の障がい者、介護認定の高齢者で重度の介護を要する者、乳幼児、重篤な傷病者で自力退避が困難な人を優先的に退避誘導する。また、自力で動けない者は、退避誘導介助者による自家用車の使用を認める。

### 3 退避の実施に関して必要な他の事項

#### (1) 緊急時の連絡先

退避の誘導から離脱してしまった場合等の緊急連絡先は「玉城町国民保護対策本部」とする。

- ・電話 : 0596-58-8200
- ・夜間・休日 : 0596-58-8213
- ・FAX : 0596-58-4494

#### (2) 避難（退避）実施要領の住民への伝達

- ① 町担当職員は、防災行政無線等により警戒区域及び退避地域の住民及び観光客に避難（退避）実施要領の内容を伝達する。
- ② 町担当職員は、集客施設Aの管理者、警戒区域及び退避地域に所在する区長・自治会長、自主防災組織の長、消防団長・所管分団長等に退避の指示を伝達するよう依頼する。また、伊勢警察署などの関係機関に避難（退避）実施要領を電話及びFAX等により通知し退避の誘導を求める。
- ③ 町担当職員は、ボランティア団体等の避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護施設関係者、障がい者団体等へ避難（退避）実施要領の内容を伝達する。
- ④ 日本語を解せない外国人の対応として国際交流協会等の能力を活用する。
- ⑤ 町担当職員は、報道関係者に対し、避難（退避）実施要領の内容を提供する。

#### (3) 誘導に際しての留意点及び町職員等の心得

町職員及び消防団員は、誘導にあたって以下の点に留意する。

- ① 住民は恐怖心や不安感の中で退避を行うことになるため、町職員及び消防団員は、沈着冷静かつ毅然たる態度を保つ。
- ② 町の誘導担当職員は、防災活動服や特殊標章腕章等により誘導員である立場や役割を明確にし、その活動に理解を求める。
- ③ 町の誘導担当職員は、混乱が予測される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかける。

#### (4) 町が住民等に周知すべき留意事項

- ① 住民に対しては、屋内では、窓を閉めてガムテープ等で目張りし室内を密閉するとともに、できるだけ窓のない中央の部屋に移動する。また、2階建て以上建物では、最上階に移動する。
- ② 外から屋内に入る場合は、汚染した衣服等を脱いでビニール袋等で密閉するとともに手・顔及び体を水と石鹼でよく洗う。
- ③ 防災行政無線、テレビ、ラジオなどによる情報の入手に努める。
- ④ 退避地域の住民に対しては、隣近所に声をかけ合うなど、相互に助け合って避難を行うよう促す。
- ⑤ 消防団、自主防災組織、区・自治会などの地域のリーダーに対しては、冷静かつ毅然とした態度で退避の誘導を行うよう依頼し、混乱の防止に努める。
- ⑥ 住民の携行品は、貴重品や最小限の着替えや日用品とし、円滑な行動に支障をきたさないように住民に促す。

⑦ 留守宅の戸締りを確実にして、金銭・貴重品、パスポート、健康保険証や運転免許証等の身分証明書、非常持ち出し品を携行するよう住民に促す。

⑧ 服装や行動・態度等から不審者と判断される場合には、町長、消防吏員、警察官または海上保安官に通報するよう促す。

#### (5) 町職員等の安全の確保

① 退避の誘導を行う町職員に対して二次被害が生じないように、国の現地対策本部（設置された場合）や県からの情報、町対策本部において集約した最新の汚染状況等の情報を提供する。

② 退避の誘導を行う町職員に対して、特殊標章腕章及び身分証明書を交付し、必ず携帯させる。

③ 化学剤の汚染またはそのおそれがある場所においては、専門的な装備等を有する機関に被災者の搬送を要請する。

#### (6) 町対策本部における各部の役割

「玉城町国民保護計画」に示す「第3編第2章表3-1 町の各課における武力攻撃事態における主要な業務」を基本とする。

#### (7) 退避の誘導に係る連絡調整等

① 当該事態の状況が変化した場合の対処は、別に示す。

② 町国民保護対策本部設置場所は、玉城町役場総務課とする。

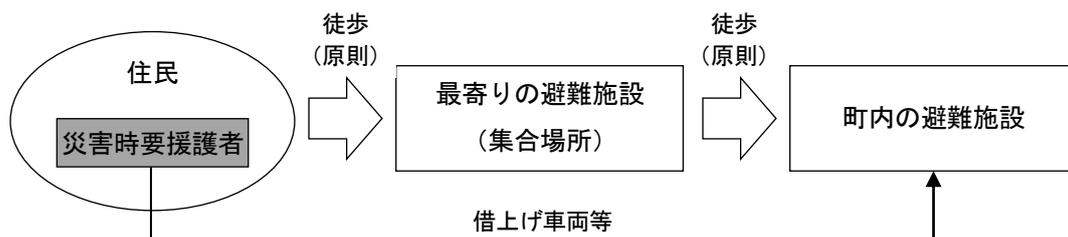
③ 現地調整所設置場所は、〇〇〇〇とする。

#### (8) 退避住民の受入・救援活動の支援

避難施設に町職員を派遣して、退避した住民の安否確認を行うとともに、県の支援のもと食料、飲料水等の支給を行う。

### (3) 住民避難の基本タイプ

本ケースは、「町内避難（退避を含む）」タイプとなる。特に、退避の場合、町長の独自判断で実施し、県からの援助を受けるいとまがないことが想定される。



### (4) 本ケースにおける対処上の留意点

① バスターミナルや集客施設等での突発的なテロなど時間的な余裕がないケースにおいては、特に初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ない。このため、突発的な爆発等の現場から、直ちに風上に遠ざかる意識を持たせることが必要である。

② ゲリラや特殊部隊による攻撃などのように、現場において事態が刻々と変化するような状況においては、現地で活動する関係機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を考える必要がある。

- ③ NBCを伴う弾道ミサイル攻撃は、NBCによる汚染の状況が目に見えないため、住民は危険が知覚できない。特に、行政の専門機関による速やかな情報提供が必要である。
- ④ 防護衣及び防護マスクを着用せずに現場及びその周辺に近付くことは非常に危険である。そのため警報の発令及び避難（退避）の指示の伝達は、現場周辺に広報車によって伝達することは難しく、防災行政無線、電話及び放送事業者等を活用することが想定される。

（主な化学剤とその特徴）〔参考〕

分類	名称	状態 (20℃)	色におい	作用の早さ	持久度 (晴 微風 15℃)	半数致死量 (mg-min/m <sup>3</sup> )
神経剤	タブン	液体	無色 無臭	超即効	一時性	400
	サリン	液体	無色 無臭	超即効	一時性	100
	ソマン	液体	無色 果実臭	超即効	一時性	100
	VX	液体	無色 無臭	超即効	持続性	100
びらん剤	マスタード (精製)	液体	淡黄色 大蒜臭	遅効	持続性	1,500
血液剤	青酸	液体気体	無色 アーモンド	超即効	短時間	2,600
窒息剤	ホスゲン	気体	無色 青玉蜀黍	即効	短時間	3,200

(NPO法人NBCR対策推進機構)

#### IV 集客施設が攻撃される恐れのあるケース

##### 集客施設Aの爆破予告 ⇒ 「町内避難（退避を含む）」タイプ

#### (1) 想定事態の状況及び避難の必要性

- ① 国の対策本部は、国民保護措置として緊急通報を発令し、東海北陸地域を武力攻撃の発生が予測される地域として警戒を促している。
- ② ○月○日、集客施設Aには、約600人の観光客が訪れている。  
(観光バス利用者約100人、自家用車約500人)
- ③ 県庁からの次の情報が町に連絡された。

「○月○日○時ごろ、不審電話がありテロリストと見られる不審者から『集客施設Aを本日○時（6時間後）に爆破する。』との予告があった。県警察には通報した。県は、情報収集に努めるとともに関係部局に当該爆破予告電話の事案について通知し、所掌ごとに所要の準備を指示した。」

- ④ 町は、上記内容を伊勢警察署、消防署、鳥羽海上保安部、町の他の執行機関等に通知するとともに、集客施設A及び関係のある公共的団体に伝達した。
- ⑤ 町長は、「集客施設A並びに周辺300m以内の住民等を退避させる。」との決断をして、退避の指示を命じた。
- ⑥ 伊勢警察署、消防関係機関は、所要の準備に着手している。

#### (2) 事態の特徴

- ① 避難させる対象は、観光客が主体となる。
- ② 爆破時間が予告されており、約6時間の対応の猶予がある。

#### 避難実施要領（一例）

玉 城 町 長  
○月○日○時現在

#### 1 退避先・経路・手段・その他退避の方法

##### (1) 全般的な方針

集客施設Aを本日○時爆破する予告電話があった。集客施設A及びその周辺300m以内の人は、C地区に退避するよう指示する。観光客のうち、観光バス利用者は観光バスで、自家用車利用者は自家用車で退避する。また、当該エリアの住民は、避難施設Bに退避することとする。また、町は、当該退避の指示について防災行政無線により呼びかけるとともに、集客施設Aに向かう人、車両の進入を禁止する交通規制措置をとる。

##### (2) 集客施設Aに対する退避の指示

集客施設Aの管理者に対し、爆破予告の内容を伝達し、入館者を速やかに、かつパニック等の混乱を起こさせずに退避させるとともに、施設及びその周辺の安全点検を実施するよう求める。

## 2 町の緊急態勢・職員派遣、関係機関への要請、避難施設の開設等

### (1) 町の緊急態勢及び職員の派遣等

#### ① 町国民保護対策本部の設置

国から指定を受けて町国民保護対策本部を設置する。

#### ② 町職員の派遣

町職員の派遣については、集客施設Aに町職員各2名を派遣し、観光バス、自家用車による退避の状況について確認、報告させる。

#### ③ 現地調整所の設置

〇〇〇〇に現地調整所を設置し、現地で活動する伊勢警察署、消防署、鳥羽海上保安部との情報の共有と連絡調整にあたらせる。

### (2) 関係機関等への連絡及び要請

#### ① 伊勢警察署に対する要請

集客施設A周辺の交通統制及び誘導並びに集客施設Aの不審者、不審物の捜索を要請する。

#### ② 消防本部及び消防署等に対する通知

伊勢警察署と連携して要所に消防車両を配置し、車載の拡声器を活用した誘導の実施、自力歩行困難な災害時要援護者の搬送実施及び爆破災害発生時の対処準備を通知する。消防団には、消防署と連携して自主防災組織、区・自治会等と連携した退避の誘導の実施、災害時要援護者に関する情報の確認、退避地域内の避難残留者の確認を依頼する。

### (3) 避難施設の開設等

#### ① 避難施設Bを避難施設として開設し、関係機関及び退避地域所在の住民に伝達する。

#### ② 県及び伊勢地区医師会と爆破災害が生じたときの対処について連絡調整する。

### (4) 避難残留者の確認

町職員及び消防団員は、速やかに退避地域に避難残留者がいないか点検・確認する。

### (5) 災害時要援護者への対応

障がい者その他、特に配慮を要する災害時要援護者に対する退避の誘導にあたっては、重度の障がい者、介護認定の高齢者で重度の介護を要する者、乳幼児、重篤な傷病者で自力退避が困難な人を優先的に退避誘導する。また、自力で動けない者は、退避誘導介助者による自家用車の使用を認める。

## 3 退避の実施に関して必要な他の事項

### (1) 緊急時の連絡先

退避の誘導から離脱してしまった場合等の緊急連絡先は「玉城町国民保護対策本部」とする。

・電話 : 0596-58-8200

・夜間・休日 : 0596-58-8213

・FAX : 0596-58-4494

## (2) 避難（退避）の実施要領の住民への伝達

- ① 町担当職員は、防災行政無線により、退避地域の住民及び観光客に避難（退避）実施要領の内容を伝達する。その際は、町広報車や消防車を活用する。
- ② 町担当職員は、避難（退避）の実施要領について、集客施設Aの管理者、区長・自治会長、自主防災組織の長、消防団長・所管分団長に退避の指示を伝達するよう依頼する。また、伊勢警察署などの関係機関に避難（退避）実施要領を電話及びFAX等により通知し退避の誘導を求める。
- ③ 町担当職員は、ボランティア団体等の避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護施設関係者、障がい者団体等への避難（退避）実施要領の内容を伝達する。
- ④ 日本語を解せない外国人の対応として国際交流協会等の能力を活用する。
- ⑤ 町担当職員は、報道関係者に対し、避難（退避）実施要領の内容を提供する。

## (3) 誘導に際しての留意点及び町職員等の心得

町職員及び消防団員は、誘導にあたって以下の点に留意する。

- ① 住民は恐怖心や不安感の中で避難を行うことになるため、町職員及び消防団員は、沈着冷静かつ毅然たる態度を保つ。
- ② 町の誘導担当職員は、防災活動服や特殊標章腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求める。
- ③ 町の誘導担当職員は、混乱が予測される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかける。
- ④ 学校や事業所に対しては、原則として、避難施設（集合場所）まで集団でまとまって行動するように呼びかける。

## (4) 町が住民等に周知すべき留意事項

- ① 防災行政無線、テレビ、ラジオなどによる情報の入手に努める。
- ② 退避地域の住民に対しては、隣近所に声をかけ合うなど、相互に助け合って避難を行うよう促す。
- ③ 消防団、自主防災組織、区・自治会などの地域のリーダーに対しては、冷静かつ毅然とした態度で退避の誘導を行うよう依頼し、混乱の防止に努める。
- ④ 住民の携行品は、貴重品や最小限の着替えや日用品とし、円滑な行動に支障をきたさないように住民に促す。
- ⑤ 留守宅の戸締りを確実にして、金銭・貴重品、パスポート、健康保険証や運転免許証等の身分証明書、非常持ち出し品を携行するよう住民に促す。
- ⑥ 服装や行動・態度等から不審者と判断される場合には、町長、消防吏員、警察官または海上保安官に通報するよう促す。

## (5) 町職員等の安全の確保

- ① 退避の誘導を行う町職員に対して二次被害が生じないよう、国の現地対策本部（設置された場合）や県からの情報、町対策本部において集約した最新の情報を提供する。
- ② 必要に応じ現地調整所を設けて、現場での関係機関との情報共有・活動調整を行う。
- ③ 避難誘導を行う町職員等に対して、特殊標章腕章及び身分証明書を交付し、必ず携帯させる。

**(6) 町対策本部における各部の役割**

「玉城町国民保護計画」に示す「第3編第2章表3-1 町の各課における武力攻撃事態における主要な業務」を基本とする。

**(7) 退避の誘導に係る連絡調整等**

- ① 当該事態の状況が変化した場合の対処は、別に示す。
- ② 町国民保護対策本部設置場所は、玉城町役場総務課とする。
- ③ 現地調整所設置場所は、〇〇〇〇とする。

**(8) 退避住民の受入・救援活動の支援**

避難施設に町職員を派遣して、退避した住民の安否確認を行うとともに、県の支援のもと食料、飲料水等の支給を行う。

**(3) 本ケースにおける対処上の留意点**

- ① 集客施設等への爆破予告については、いたずら電話なのか判断に迷うところであるが、ここでは、町長が国民保護法に基づき「退避の指示」を行うケースとした。
- ② 突発的なテロなど時間的な余裕がないケースにおいては、危険が予測される場所から安全な場所に速やかに避難させることが最優先されることは当然であるが、施設管理者及び観光客等をいかに説明・説得させ、パニック状態を起こさず避難させるかが重要である。
- ③ 状況判断を誤り、爆破事態が発生して住民や観光客に被害が出てしまったからの対応は、事前避難が空振りに終わるリスクにより遥かにデメリットが大きい。町には、こうした点を踏まえた、状況を先取りした積極的な対処措置が求められる。

## V 町民全員及び観光客等の町外への避難のケース

玉城町内の町民全員が避難する場合 ⇒ 「県内避難」タイプ

### (1) 事態想定的前提条件

- ① 武力攻撃事態等までは比較的時間の余裕があるものとする。避難の間は、道路、鉄道の破壊及びバス等への攻撃はないものとする。
- ② 陸上交通機関（避難の手段）としては、県からの借上げ大型バスの配分を受けることができ、また、路線バスについては平時の運行とする。
- ③ 4地区単位（小学校区単位）での避難を基本とする。
- ④ 観光客等としては、約100人が滞在しているものとする。また、観光バスによる観光客は約50人で観光バス約1台が外城田地区にあり、警報の発令後、速やかに当該観光バスを使用して避難するものとし、自家用車利用の観光客等の車両は、交通渋滞の原因となるため避難の手段としては使用できないものとする。
- ⑤ 避難人員数及び輸送手段は、次のように仮定する。

区 分	避難人員*	輸送手段
外城田地区	約4,500（内訳 約4,400、約100）	鉄道、大型バス、路線バス
田丸地区	約5,800	鉄道、大型バス、路線バス
有田地区	約2,700	鉄道、大型バス、路線バス
下外城田地区	約2,400	鉄道、大型バス、路線バス
合 計	約15,400（内訳 約15,300、約100）	—

※（ ）内／前者：地区別人口、後者：観光客等人数

### 避難の指示（一例）

三重県知事

〇月〇日〇時現在

- 1 本県は、〇月〇日〇時に国の対策本部長から警報の通知を受けるとともに、〇時に避難措置の指示があった。
  - (1) 要避難地域：玉城町
  - (2) 避難先地域：三重県A市
  - (3) 住民の避難に関して関係機関が講ずべき措置の概要
    - ①避難に伴う物資や食料の支援は県が実施する。
    - ②避難に伴う安否情報の収集を総務省で実施する。
    - ③海上保安庁及び自衛隊など国の機関が実施する措置については、別途示す。
  
- 2 要避難地域の住民は、次に掲げる避難の方法に従って避難されたい。
  - (1) 玉城町の住民及び観光客等は、A市A・B・C・D・E・F地区を避難先として〇月〇日〇時を目途に避難を開始する。
    - ① 輸送手段及び避難経路  
バスにより県道22号、県道38号、県道65号、県道119号、県道151号から国道23号及び国道42号、伊勢自動車道へ（三重交通、〇〇台確保の予定）
    - ② 交通規制  
夜間19:00～明朝5:00まで県道〇〇線は交通規制（一般車両の通行禁止）
    - ③ 細部については、玉城町の避難実施要領による。
    - ④ A市到着後は、A市職員の誘導に従って避難する。

### 避難実施要領（一例）

玉城町長

〇月〇日〇時現在

#### 1 避難先・経路・手段・その他避難の方法

##### (1) 全般的な方針

町は、〇〇による武力攻撃のおそれから国民保護措置として国より町全域を要避難地域に指定され、避難先地域を三重県A市と示された。町は、4地区（小学校区）の区分により、〇月〇日〇時から避難を開始し、〇日間で避難を完了する。

##### (2) 避難施設の名称・所在等

（記載省略）

##### (3) 避難の経路、避難の手段及び避難開始時期等

- ① 外城田・田丸・有田・下外城田地区の住民及び観光客等
  - ・避難の経路：外城田小学校グラウンドからA市（到着後はA市職員の誘導に従って避難する。）
  - ・避難の手段：大型バス及び路線バス（三重交通、〇〇台確保の予定）
  - ・避難開始時間：〇月〇日〇時～
  - ・集合場所：区ごとに定められた集合場所に集合する。集合時間は区ごとに個別に伝

- 達する。集合完了後、町職員の誘導で各グラウンドへ徒歩で移動し、乗車する。
- ・住民の掌握：区名簿により、区長等により実施し、町職員が掌握する。
- ・交通規制：夜間 19:00～明朝 5:00 まで県道〇〇線は交通規制（一般車両の通行禁止）

## 2 避難誘導の具体的な実施方法、職員配置・役割等

### (1) 避難誘導の具体的な実施方法

地区ごとに詳細計画を作成する（記載省略）。

### (2) 職員配置・役割分担

避難住民の避難誘導が円滑に行えるよう、以下に示す要員及びその責任者等について、町職員の割り振りを行う。

- ① 地区ごとの避難詳細計画の作成要員
- ② 大型バスの配分、運行計画の作成要員
- ③ 住民への周知要員・・・防災行政無線により各地区に放送するほか、町広報車、消防車、町職員及び消防団員により実施する。
- ④ 避難誘導要員・・・町職員及び消防団員により町民避難の誘導を実施させるとともに観光客等の誘導・掌握のため、集客施設等に町職員各 5 名を派遣する。
- ⑤ 現地連絡要員・・・各地区に町職員各 2 名を派遣し、各地区及び消防団員との連絡調整を行うとともに、現地の状況を把握する。
- ⑥ 現地調整所の設置要員・・・各小・中学校に現地調整所を設置し、町職員各 5 名をもって警察、消防等との連絡調整及び避難住民状況の把握等を実施する。
- ⑦ 避難施設確認要員の派遣・・・避難住民の受け入れ施設の状況及び救援の要領等の確認のため町職員 10 名を A 市に派遣する。
- ⑧ 水・食料等支援要員・・・別途計画

### (3) 避難残留者の確認

町職員及び消防団員は、速やかに要避難地域に避難残留者がいないか点検・確認する。

### (4) 災害時要援護者への対応

障がい者その他、特に配慮を要する災害時要援護者に対する避難誘導にあたっては、重度の障がい者、介護認定の高齢者で重度の介護を要する者、乳幼児、重篤な傷病者で自力避難が困難な人を優先的に避難誘導する。また、自力で動けない者は、避難誘導介助者による自家用車の使用を認める。

## 3 避難の実施に関し必要な他の事項

### (1) 緊急時の連絡先

避難誘導から離脱してしまった場合等の緊急連絡先は「度会町国民保護対策本部」とする。

- ・電話 : 0596-58-8200（直通）
- ・夜間・休日 : 0596-58-8213
- ・F A X : 0596-58-4494

### (2) 避難実施要領の住民への伝達

- ① 町担当職員は、防災行政無線により要避難地域の住民に避難実施要領の内容を伝達

する。その際は、町広報車や消防車を活用する。

- ② 町担当職員は、区・自治会長、自主防災組織の長、消防団長・所管分団長に住民への避難の指示を伝達するよう依頼する。また、伊勢警察署などの関係機関に避難実施要領を電話及びFAX等により通知し避難誘導を求める。
- ③ 町担当職員は、ボランティア団体等の避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護施設関係者、障がい者団体等へ避難実施要領の内容を伝達する。
- ④ 日本語を解せない外国人の対応として国際交流協会等の能力を活用する。
- ⑤ 町担当職員は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。

### (3) 誘導に際しての留意点及び町職員等の心得

町職員及び消防団員は、誘導にあたって以下の点に留意する。

- ① 住民は恐怖心や不安感の中で避難を行うことになるため、町職員及び消防団員は、沈着冷静かつ毅然たる態度を保つ。
- ② 町の誘導担当職員は、防災活動服や特殊標章腕章等により誘導員である立場や役割を明確にし、その活動に理解を求める。
- ③ 町の誘導担当職員は、混乱が予測される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかける。
- ④ 学校や事業所に対しては、原則として避難施設（集合場所）まで集団でまとまって行動するように呼びかける。

### (4) 町が住民等に周知すべき留意事項

- ① 要避難地域の住民に対しては、隣近所に声をかけ合うなど、相互に助け合って避難を行うよう促す。
- ② 消防団、自主防災組織、区・自治会などの地域のリーダーに対しては、冷静かつ毅然とした態度で避難誘導を行うよう依頼し、混乱の防止に努める。
- ③ 住民の携行品は、貴重品や最小限の着替えや日用品とし、円滑な行動に支障をきたさないように住民に促す。
- ④ 留守宅の戸締りを確認して、金銭・貴重品、パスポート、健康保険証や運転免許証等の身分証明書、非常持ち出し品を携行するよう住民に促す。
- ⑤ 服装や行動・態度等から不審者と判断される場合には、町長、消防吏員、警察官または海上保安官に通報するよう促す。

### (5) 町職員等の安全の確保

- ① 避難誘導を行う町職員等に対して二次被害が生じないよう、国の現地対策本部（設置された場合）や県からの情報、町対策本部において集約した最新の情報を提供する。
- ② 必要に応じ現地調整所を設けて、現場での関係機関との情報共有・活動調整を行う。
- ③ 避難誘導を行う町職員等に対して、特殊標章腕章及び身分証明書を交付し、必ず携帯させる。

### (6) 町対策本部における各部の役割

「玉城町国民保護計画」に示す「第3編第2章表3-1 町の各課における武力攻撃事態における主要な業務」を基本とする。

### (7) 避誘導に係る連絡調整等

- ① 借り上げバスの運行は、県防災危機管理部及び県警察本部と調整して行う。
- ② 借り上げバスの運転手、現地派遣の県職員との連絡要領は、別に示す。
- ③ 当該事態の状況が変化した場合の対処は、別に示す。
- ④ 町国民保護対策本部設置場所は、玉城町役場総務課とする。

## 第3章 避難誘導における留意点

### 第1節 避難誘導における留意点

#### (1) 各種の事態に即した対応

- ◆ 避難住民の誘導は、生じた事態の状況（攻撃類型や地域性、時間帯など）に応じて柔軟に対応し、また、事態の変化に応じて、逐次修正する。
- ◆ 行政当局の限られた資源を活用し、効率的に避難を行うためには、必要となる措置に優先順位をつけなければならないが、その際、住民への情報提供、要援護者の避難誘導について特に重視する。

#### (2) 避難誘導にかかる情報の共有化、一元化

- ◆ 避難実施要領の作成にあたっては、各執行機関、消防機関、県、警察機関、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、各機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を決定する。
- ◆ 町の対策本部は、町の区域における措置を総合的に推進する役割を担うが、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言等に基づいた確かな措置を実施できるよう、「現地調整所」を設けて調整活動にあたる。
- ◆ 避難誘導の開始や終了時、問題が生じたときなどは、「現地調整所」に必ず連絡して、「現地調整所」で現場の情報を一元化し、全体の状況を常に把握しておくことが重要である。また、現地調整所の職員は、町対策本部と常に連絡を取り、連携の取れた対応を行う。
- ◆ 国の「現地対策本部」が設置された場合は、当該本部に町の職員を連絡調整員として派遣し、最新の情報を入手するとともに、避難実施要領の作成や修正作業に反映させる。

#### (3) 住民に対する情報提供のあり方

- ◆ 町は、避難誘導の際にあって町民に対して適時適切な情報提供に努める。
- ◆ 住民の不安感をなくすため、事態の状況や避難に関する情報のみならず、県や町の対応の状況についても、可能な限り提供する（状況に変化がない場合でも、現状に関し情報提供を続けることは必要）。また、自然災害時以上に避難残留者への対応が必要になる可能性が高く、把握している情報をもとに丁寧な状況説明を行うことなどにより、避難残留者への説得を行う。
- ◆ 放送事業者の有する情報伝達の即時機能にかんがみ、重要な情報は、速やかに放送事業者に提供する。
- ◆ 外国人を含む災害時要援護者など情報が届きにくい住民に対しては、民生委員、ボランティア団体等を通じた情報提供を行う。このため平素から十分な連携を図ることに努める。

#### (4) 高齢者、障がい者等への配慮

- ◆ 避難誘導にあたっては、自然災害時と同様、高齢者、障がい者等の災害時要援護者への配慮が重要である。具体的には、以下の支援措置を講ずる。
  - ア 福祉関係部局を中心とした横断的な組織としての「災害時要援護者支援班」の設置
  - イ 消防団や自主防災組織による情報が伝達されているか否かの確認
  - ウ 社会福祉協議会、民生委員、介護施設関係者、障がい者団体等と連携した情報提供と支援の実施
  - エ 一人ひとりの災害時要援護者のための「避難支援計画」の策定等
- ◆ 老人福祉施設等の施設管理者が、車椅子や担架による移動補助、車両による搬送等の措置を適切に講じられるよう、収容借款を踏まえた搬送手段を検討する。
- ◆ 「避難支援計画」を策定するためには、要援護者情報の把握・共有が不可欠である。また、その方法として次のものが挙げられる。

	内 容	備 考
同 意 方 式	住民一人ひとりと接する機会をとらえて要援護者を把握し、要援護者本人に直接働きかけ、避難支援計画を策定する方式。必要な支援等をきめ細かく把握することができる。	対象者が過多となる場合は、業務量も踏まえつつ、対象者の特定についての検討が必要となる。
手 上 げ 方 式	(制度を周知した上で、)自ら希望した者についての避難支援計画を策定する方式。必要な支援等をきめ細かく把握することができる。	登録を希望しないものへの対策が必要。共有情報による要援護者の特定をせずに取り組むと、避難行動要支援者となり得る者の全体像が把握できない。
共有情報方 式	町が、個人情報保護条例中の個人情報の目的外利用・提供に関する規定に基づいて、審査会等の手続きを経た上で、福祉関係部局と防災関係部局とで情報共有し、分析の上、要援護者を特定する方式。	情報共有の結果特定される要援漢音が必要とする支援等をきめ細かく把握するため、最終的には本人からの確認・同意が必要。関係情報を自主防災組織等に提供する場合等にも本人の同意が必要。

※「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」(平成17年3月)より

#### (5) 安全かつ一定程度規律を保った避難誘導の実現

- ◆ 避難誘導における安全確保のため、避難誘導の開始前に、警察等との調整を行い、避難経路の要所に職員を配置して、誘導、連絡調整にあたらせるとともに、町の車両、消防車、案内板などを配置して誘導の円滑化を図る。
- ◆ 避難施設(集合場所)からバス等で移動する場合は、職員を派遣し避難住民の乗車等の調整にあたらせる。
- ◆ 避難誘導の実施にあたり、避難住民が興味本位で、危険な地域に向かったり、避難から脱落したりしないよう注意喚起する。
- ◆ 避難誘導の責任者等は、次の点に留意して活動する。
  - ア 住民は、恐怖心や不安感の中で避難することになるため、誘導にあたる者は、より一層、沈着冷静かつ毅然たる態度を保つ。
  - イ 誘導員は、防災活動服や特殊標章腕章等により、誘導員である立場や役割を明確にし

て、その活動に理解を求める。

ウ 誘導員は、パニックの予兆を察知したら、それに先立ち迅速な情報提供と冷静かつ秩序正しい行動を呼びかける。

エ 隣近所の住民に声をかけ合い、相互に助け合って避難を行うよう促す。

#### (6) 学校や事業所における対応

- ◆ 学校や事業所においては、時間的な余裕がある場合を除き、集団でまとまって行動することを前提に、それぞれ誘導の方法を考える必要がある。
- ◆ 学校においては、次の避難誘導を基本とする。
  - ア 時間的に余裕がある場合は、保護者に連絡して生徒と保護者が一緒に行動する。
  - イ 保護者が職場にいる場合や時間的余裕がない場合には、学校の管理下で担任が生徒と行動を共にして避難する。(登下校中や課外活動中に、学校に戻ったり、所在したりする生徒についても同様)
- ◆ 平素より、学校や事業所と連携を図るとともに、訓練等により浸透を図る。

#### (7) 民間企業による協力の確保

- ◆ 防災時の民間企業の役割として、「企業内の防災」のみならず、「地域の防災力」を確保する上で重要になってきており、平素から行政は企業の協力が得られるような取り組みを図る必要がある。
- ◆ 各地域において事例をPRすることなどにより、地域において民間企業が住民避難等を支援する体制づくりに努める。

#### (8) 住民の「自助」努力による取り組みの促進

- ◆ 住民が災害を逃れて安全な場所に避難するには、住民一人ひとりの「自助」の精神が重要であり、日ごろから啓発等を実施し、「自助」の精神を育むことが大切である。
- ◆ 事案の発生直後、住民一人ひとりが危険回避のために問題意識を持って対応できるよう、研修会や訓練を通じて意識の啓発や身を守る手段の周知に努める。